

平成 17 年 9 月 30 日

総 務 省

(社)地上デジタル放送推進協会

アナログ受信機へのシール貼付による2011年アナログ放送停波告知の開始

総務省では、アナログ放送の終了時期に関する認知度の現状(1割未満)を踏まえ、アナログ受信機の新規購入に際して必要な注意喚起を行う観点から、販売されるアナログ受信機に、2011年7月24日以降当該受信機が単独では使用不可となる旨告知するシールを貼付することを(社)地上デジタル放送推進協会の協力のもと、販売店、メーカー等と連携して開始することと致しました。

なお、本件は、本年7月29日に公表した「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割(情報通信審議会第2次答申)」において提言いただいたものです。

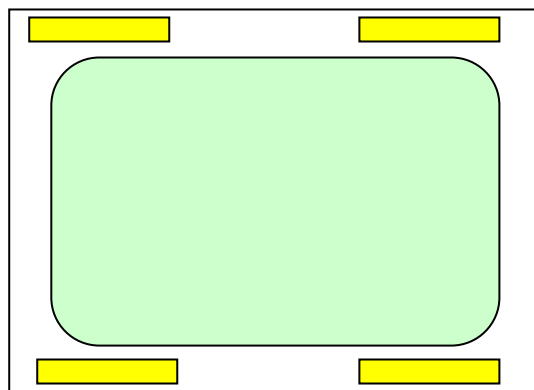
1 告知シールの図柄(第一段階)

【図柄】



15mm × 70mm

【基本的な貼付方法】



四隅のいずれかに貼付する。

2 進め方

- (1) 第一段階 : 販売店に店頭展示されたアナログテレビに対する貼付
店頭展示されたアナログテレビについてシール貼付を販売店等に要請し、協力を得られた店舗において実施します。
本年10月22日(土)より、ご協力いただいた販売店等において、準備が整い次第、順次店頭貼付を開始します。

なお、より効果的な告知を図る観点から、シール貼付にあわせて、ご要望に応じて説明資料や2011年アナログテレビ放送停波告知用ポスターを配布します（参考資料1、参考資料2）。

（2）第二段階：メーカー出荷時の貼付

協力を得られた各メーカーからのアナログ受信機内蔵製品出荷時にシールを貼付します。

現在、アナログテレビについて2006年6月から開始することを目標として、関係者とともに検討しております。

対象はアナログテレビのみならず、DVDレコーダー、ビデオレコーダー、パソコン等に拡大する方向で検討しています。

既に実施済みの取扱説明書、カタログに加えて、梱包箱などへも表記する方向で検討しています。また、引き続き店頭対応なども実施し、更に効果を高める方向で検討中です。

（参考）「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割（本年7月29日 情報通信審議会第2次答申）」

「通信・放送融合」の積極活用等による「円滑なデジタル全面移行の実現」

第1章 「2011年デジタル全面移行の確実な実現」に向けた基本的な考え方
受信環境の整備

1 アナログ受信機に係る周知について

(3) 今後の方策

さらに、販売店店頭が消費者との重要な接点であることを踏まえ、消費者に対する適切な情報提供を行う観点から、消費者に対する「アナログ放送の終期」に関する周知を徹底し、例えば、アナログ受信機に、2011年7月24日以降当該受信機が単独では使用不可となる旨告知するステッカーを貼付する等の取組を検討することが急務であり、本年中の開始を目処に対応を進めることが望ましい

（連絡先）

総務省情報通信政策局地上放送課

担当：磯課長補佐、土田計画係長

電話：03-5253-5792（直通）

FAX：03-5253-5794